

川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 5 号

川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

川崎市職員被服貸与規則（昭和29年川崎市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 財政局の部に次のように加える。

かわさき市 税事務所資 産税課	大規模な工 場の実地調査 に従事する者	作業服上衣	1	3 6 月	
		作業服ズボン	1	3 6 月	
		作業服シャツ	1	2 4 月	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。